

議案第124号

川崎市地方卸売市場南部市場の指定管理者の指定期間の変更について

川崎市地方卸売市場南部市場の指定管理者の指定期間（平成25年12月18日議決、平成30年10月15日変更議決）を次のとおり変更する。

令和元年 9 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

現行の指定期間「平成26年4月1日から平成32年3月31日まで」を「平成26年4月1日から令和3年3月31日まで」に変更する。

参考資料

- 1 川崎市地方卸売市場南部市場の指定管理者の指定について（平成25年1月29日提出・平成25年12月18日議決）

管理を行わせる公 の施設の名称及び 所在地	名 称 川崎市地方卸売市場南部市場 所在地 川崎市幸区南幸町3丁目126番地1
指定管理者となる 団体	住 所 川崎市幸区南幸町3丁目126番地1 名 称 川崎市場管理株式会社 代表者 代表取締役 柴崎 太喜一
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

- 2 川崎市地方卸売市場南部市場の指定管理者の指定期間の変更について（平成30年9月3日提出・平成30年10月15日議決）

現行の指定期間「平成26年4月1日から平成31年3月31日まで」を「平成26年4月1日から平成32年3月31日まで」に変更する。

3 変更理由

卸売市場法の改正に伴い、本市市場の取引ルール等の決定及びそれらを規定する業務条例を改正する必要があるが、全国各卸売市場における検討・調整が想定より遅れており、その動向を見極めた上で同条例の改正等を行うとともに、同条例改正後に業務仕様の作成等必要な手続きを行うことから、手続きに要する期間として、現行の指定管理期間を再度1年延長するものである。